

大仙市談合に関する情報の信憑性の判断基準

(趣旨)

第1条 この基準は、大仙市談合情報対応マニュアル（平成17年3月22日付け大仙総契-3560654）第2の3（1）の判断基準について定めるものとする。

(落札者決定前に談合に関する情報を把握した場合の判断基準)

第2条 把握した情報の内容が、大仙市談合情報対応マニュアル第2の1に規定する情報確認項目の大項目Cに該当し、さらに大項目E、Fのいずれかに該当する場合は「信憑性を有する情報」とするものとする。

(落札者決定後かつ契約締結前に談合に関する情報を把握した場合の判断基準)

第3条 把握した情報の内容が、大仙市談合情報対応マニュアル第2の1に規定する情報確認項目の小項目④、⑤、⑥、⑧の全てに該当する場合は「信憑性を有する情報」とするものとする。

附 則

この基準は、平成17年3月22日から施行する。

この基準は、平成23年4月 1日から施行する。